

# 横浜町地域防災計画(原子力編)修正の概要

横浜町地域防災計画(原子力編)(以下、「町計画」という。)については、平成16年に策定して以降、国の防災体制の枠組みの変更、青森県地域防災計画(原子力編)(以下、「県計画」という。)の修正等に合わせ修正を行ってきたところです。

今回の修正は、前回修正(平成25年3月)後、核燃料施設等に係る防護対策、原子力災害医療体制の整備等を反映した原子力災害対策指針の改正内容等や、平成30年3月に修正された県計画の内容を踏まえ、町計画を修正しました。

## 今回の修正内容の主なもの

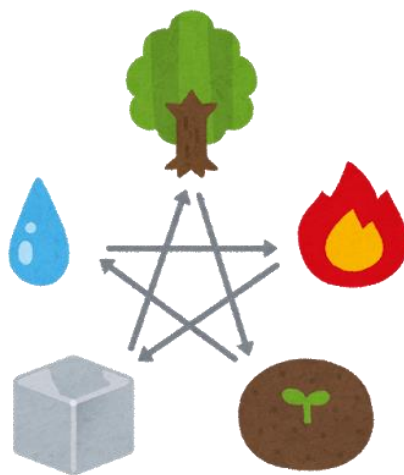
- 地域防災計画(原子力編)から(原子力災害対策編)への名称の変更
- 核燃料施設等に係る防災対策の具体化
- 情報収集事態についての記載
- 避難退域時検査・簡易除染の実施
- 安定ヨウ素剤の配布、服用方法の具体化、被ばく医療から原子力災害医療への名称の変更
- 自然災害との複合災害発生時の防護措置の考え方
- 町災害対策本部等の機能強化・分掌事務の修正
- その他の修正

# 地域防災計画(原子力編)から (原子力災害対策編)への名称の変更

青森県地域防災計画(原子力編)(平成30年3月修正)の反映

町地域防災計画の他の災害対策編との整合を図り、名称を原子力編から原子力災害対策編へ修正した。

【対比表6頁：第1章第2節「計画の性格」】



# 核燃料施設等に係る防災対策の具体化

## 原子力災害対策指針(平成29年3月22日及び7月5日改正)の反映

### ① サイクル施設(MOX燃料工場含む)等について以下の項目を追記

- ・MOX燃料加工施設の災害想定
- ・原子炉施設の災害想定

【対比表7～9頁：第1章第5節「計画の基礎とするべき災害の想定」】

### ② 発電用原子炉施設、再処理施設、MOX燃料加工施設、その他の原子力施設における原子力災害対策重点区域

- ・予防的防護措置を準備する区域(PAZ)、緊急防護措置を準備する区域(UPZ)の設定
- ・災害対策重点区域の明確化

【対比表10～11頁：第1章第6節「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲」】

# 情報収集事態についての記載

## 原子力災害対策マニュアル(平成27年6月19日改訂)の反映

○情報収集事態の内容と、情報収集事態となった場合の町の体制、活動内容等を追記

発電用原子炉施設に係る緊急事態区分と防護措置等の枠組みを基礎としつつ、原子力災害対策重点区域の範囲に応じた原子力事業者、地方公共団体、国における対応の枠組みについて記載した。

【対比表12頁：第1章第7節「原子力災害対策重点区域における緊急事態区分等に応じた防護措置の準備及び実施」】

【対比表49頁：第3章第2節「情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保」】

# 避難退域時検査・簡易除染の実施

## 原子力災害対策指針(平成27年8月26日改訂)の反映

- 国等関係機関により設置された原子力災害対策本部は、避難退域時検査及び簡易除染の実施について、地方公共団体に指示することを追記
- 県は、原子力災害対策指針に基づき、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関及び原子力災害医療協力機関等の支援の下、避難退域時検査及び簡易除染を実施することを追記

【対比表77頁：第3章第4節「屋内退避、避難収容等の防護活動」】



# 安定ヨウ素剤の配布、服用方法の具体化、 被ばく医療から原子力災害医療への名称の変更

青森県地域防災計画(原子力編)(平成26年2月修正)及び原子力災害対策指針(平成27年8月26日改訂)の反映

○町は、県、医療機関等と連携して、緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、住民等が速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう準備しておくものとするを明記

○原子力災害対策指針との整合を図り、名称を被ばく医療から原子力災害医療へ修正した。

【対比表42頁：第2章第10節「救急・救助、医療、消火及び防護資機材等の整備」】

【対比表78頁：第3章第4節「屋内退避、避難収容等の防護活動」】

【対比表84頁：第3章第9節「救急・救助・消火及び医療活動」】

# 自然災害との複合災害発生時の防護措置の考え方

## 原子力災害対策関係府省会議（平成29年7月24日）の反映

○町は、原子力災害が発生している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示等を行うことが可能であることを追記

○地震、津波、暴風雪、その他の自然災害との複合災害の場合における対応に関することを追記

【対比表74頁：第3章第4節「屋内退避、避難収容等の防護活動」】



# 町災害対策本部等の機能強化・分掌事務の修正

青森県地域防災計画(原子力編)(平成26年2月修正)の修正を反映

○町災害対策本部の機能強化のため、災害へ対処する態勢の見直しを行い、非常態勢及び警戒態勢の基準を明確化

○町災害対策本部に準じた組織を明確化するため、町災害警戒本部の体制等を追加

○各班の分掌事務について見直しを行い、班の編成や所掌事務を修正

【対比表59頁、64頁、65頁：第3章第3節「活動体制の確立」】



# その他の修正

## 原子力災害対策指針(平成27年8月26日改訂)の反映

○災害時要援護者から要配慮者への名称の変更

【対比表39頁：第2章第7節「避難収容活動体制の整備」】

○記載の明確化、字句の修正等

